

東京航空局工事調達総合評価落札方式に係る基本方針

東京航空局の工事調達における総合評価落札方式の適用にあたっては、下記のとおり実施することを基本とする。

記

1. 対象工事

○ 1千万円を超える全ての工事

別紙1「タイプ選定フロー」によりタイプを選定

※技術提案評価型（A型・S型）又は施工能力評価型（I・II型）

2. 評価基準と配点

① 技術提案評価型（S型）：最高加算点 43点

（注1：最高加算点 A等級45点、A等級以外44点）

② 施工能力評価型（I・II型）：最高加算点 22点

（注1：最高加算点 A等級24点、A等級以外23点）

※①、②の各タイプにおける評価基準と配点は別紙2のとおり

③ 技術提案評価型（A型）を実施する必要がある場合は別途調整する。

【基本方針の骨子】

① 2極化への完全移行

本省航空局通達「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(令和5年7月31日付、国空予管第464号)」(以下「ガイドライン」とする)に基づいて、総合評価落札方式の基本方針を策定することにより、総合評価タイプを施工能力評価型又は技術提案型の2極化へ完全移行する。

② 事務手続きの簡素化

東京航空局発注の1千万円以上の直轄工事について、今後も総合評価落札方式の適用を進めるものとし、参加者・発注者双方の事務手続きの簡素化を図る。

③ 総合評価タイプ選定について

施工能力評価型は「品質確保」、技術提案型は「品質向上」の観点から、総合評価タイプの選定を行うものとする。

選定フローについては、ガイドラインを基本とし、試行結果を踏まえた見直しを行った。

④ 評価基準と配点について

評価基準と配点については、ガイドラインの例示に基づく。なお、選択項目に係る加点については、満点を変更することなく各項目間の調整をし、試行結果を踏まえ整理した。

⑤ 応札意欲を高める取り組み

評価事項によって参加意欲を下げてしまわないよう、公平公正で柔軟な評価を行うことで、応札意欲を高めるような改善に取り組む。

直轄工事を取り巻く状況や情勢を分析と評価を行い、必要に応じてガイドラインに例示する試行に取り組む。

【備考】注1：「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」について、次に示すいずれかの認定を受けている場合に、企業の施工能力に1点を追加し評価を行う。ただし、企業の施工能力を評価しない発注方式である場合は、別に評価項目を設ける。適用対象は、土木工事A等級、及び建築工事A等級の工事とする。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業等）
- ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

「空港土木施設におけるICTの活用対象工事」について、ICTの活用計画がある場合に、企業の施工能力に1点を追加し評価を行う。

「航空局建築工事等における生産性向上技術の活用（試行）工事」について、取り組みがある場合に、企業の施工能力に1点を追加し評価を行う。

附 則

この基本方針は、令和6年4月1日以降に公告する工事から適用する。